平成２４年（フ）第７７号
札幌市西区二十四軒４条５丁目８番20号　ハイツほりＢ―202号
破産者　福本　博光
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２１１号
仙台市宮城野区幸町３丁目７番４―105号
破産者　伊藤　康司
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１号
秋田県山本郡八峰町峰浜水沢字水沢69番地
破産者　川尻　昭夫
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第５１号
山形県新庄市鉄砲町10番20号
破産者　佐藤　理吉
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第５３号
山形県新庄市鉄砲町10番20号
破産者　佐藤　節子
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第５５７号
茨城県水戸市城東２丁目３番45号
破産者　杉山　　正
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６５３号
茨城県笠間市笠間1764番地１
破産者　山口　松子
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第７２５号
埼玉県三郷市幸房309番地１　グレースハイツ三郷1104号
破産者　石井　雄司
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７５５号
埼玉県三郷市三郷１丁目１番地６　ライオンズマンション三郷駅前205号、旧住所埼玉県吉川市大字加藤619番地３
破産者　清田　敦郎
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６６号
愛知県一宮市大宮１丁目10番16号　藤和シティホームズ一宮大宮302号
破産者　飯沼　賢児
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第６７号
愛知県一宮市大宮１丁目10番16号　藤和シティホームズ一宮大宮302号
破産者　飯沼　福美
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３４６号
兵庫県高砂市曽根町1260番地の１　グリーンテラスパートⅢ102号、開始決定時の住所兵庫県加古川市志方町横大路393番地の10
破産者　中居　真也
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３４７号
兵庫県高砂市曽根町1260番地の１　グリーンテラスパートⅢ102号、開始決定時の住所兵庫県加古川市志方町横大路393番地の10
破産者　中居　千紗
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５３４号
兵庫県姫路市的形町的形1778番地１　サンパティック的形315号、従前の住所兵庫県姫路市的形町的形3893番地54
破産者　森本　達也
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第９３８号
広島市中区幟町11番１―203号
破産者　角谷　勝己
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２４４号
福岡市中央区高砂２丁目18番10―302号、前住所福岡市中央区高砂２丁目15番10―101号
破産者　村岡　陽輔
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２号
福島市渡利字番匠町３番地の１　ポモドーリＡ棟201
破産者　古畑　　薫
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１２９号
福島県伊達郡川俣町飯坂字八反田19番地
破産者　黒澤　健一
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１６８号
福島県二本松市金色久保228番地13　コーポＴＡＮＮＯ201号
破産者　佐藤　秀寿
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所